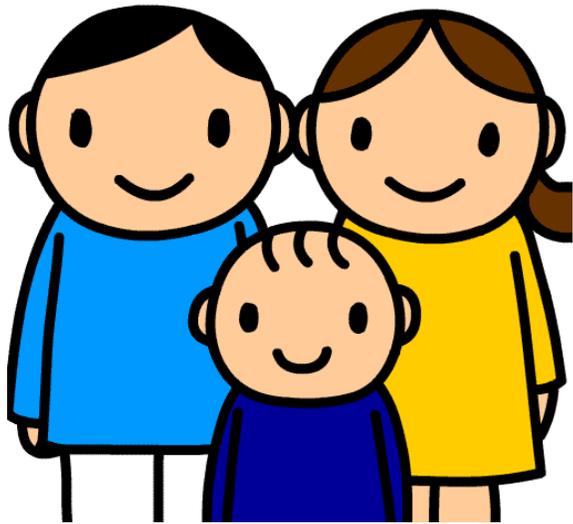


松阪あゆみ特別支援学校PTA研修会

2021,7,18(日)

子どもの将来のために ～今から知っておきたいこと



NPO法人エールの会

井上 泰之 落合 泰子

自己紹介

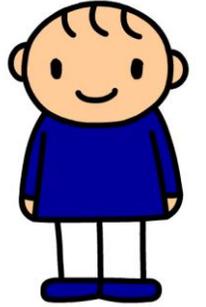
NPO法人エールの会とは

- ・ 医療、福祉関係の仲間が集まったボランティアグループ。2006年、NPOとなりました。
- ・ 宅老所事業、高齢者の入浴支援、認知症家族の会など
- ・ 松阪地域スクール事業、権利擁護と成年後見制度を考える市民の会など



@yellnokai

障がいのある子の親の心配



小学校・・・地元の小学校で大丈夫？

卒業後はどこへ？

特別支援学校・・・生活、気持ちは安定、卒業後の進路は？

卒業後・・・この事業所で適応できるか？

現在・・・親、本人とも歳を重ねる⇒8050問題、老老(障)介護、

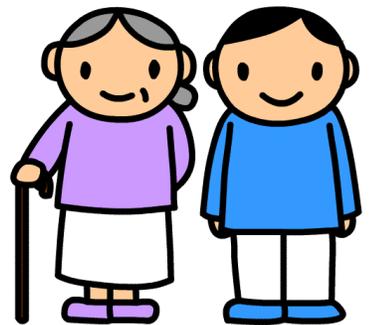
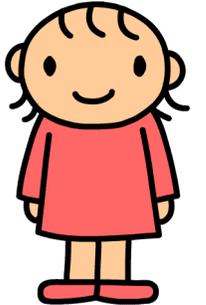
「親なきあと」問題

親が死んだら、認知症になったら・・・

残された子どもはどうなってしまおうのだろう・・・

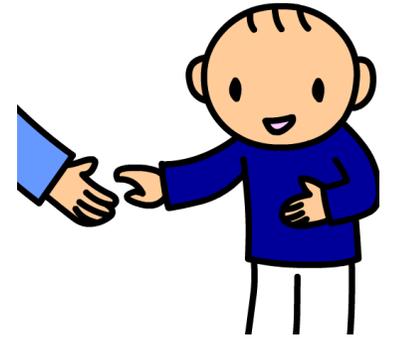
お金はいくらぐらい残しておけばよいのか？

今、やっておかなければならないことは



「親なきあと」の心配

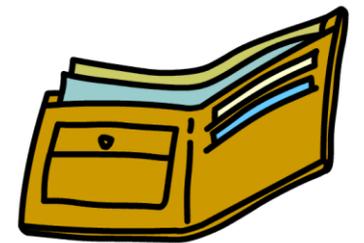
- ・ 日常生活が維持できない。
...食事ができない、家事全般、身の回りのことができない。



↓

生活を支援してくれる人・生活の場が必要

- ・ お金が使えない。管理できない。
- ・ 福祉サービスとの契約ができない。
- ・ 遺産を相続できない。
- ・ 助けを求めること、要求をすることができない。



↓

代わってやってくれる人・支援してくれる人が必要

具体的には

- ・ **住むところ**をどうするか

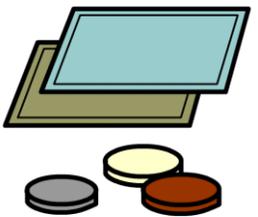
自宅、グループホーム、入所施設

- ・ 日々の**暮らし**をどうするか

身の回りの支援、仕事、日中活動の場、余暇の過ごし方、
困ったときどうする・・・

- ・ **お金**をどうするか

生活費はいくらぐらい？ 必要なところへの支払いは？
預貯金や財産はどう管理する？ 収入は？



住むところはどうする？



障害者支援施設(入所施設)

- ・・・国の地域生活移行推進の方針により、新設や増設は難しい。

グループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)

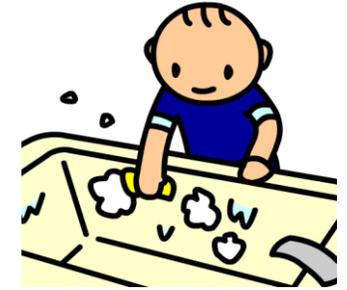
- ・・・日中は企業や作業所で働き、夜間は家事や生活の相談などの支援を受ける。定員は**10名**以下の小規模のところが多い。いろいろなタイプがある。

自 宅

- ・・・親の家にそのまま住む、アパートなどを借りる。居宅介護、重度訪問介護などの福祉サービスを受けることになる。



日々の暮らしをどうする？



身の回りの支援

- ・・・ 障害者支援施設、グループホームならそこで支援を受けられる。自宅なら福祉サービスで支援を受ける。

日中活動・仕事の場

- ・・・ 一般就労、就労継続支援A型、B型、就労移行支援、生活介護など

余暇の過ごし方

- ・・・ 行動援護、移動支援、日中一時支援などの利用、障害者福祉センター、社会教育の場の利用、求められる障がい者の生涯教育

こまったときに相談できる人

- ・・・ 計画相談支援、障がい者総合相談センター(マーベル)、障がい者就業・生活支援センター(Jマーベル)、行政(障がい福祉課)、地域の人、民生委員など



お金をどうするかー生活費は？

入所施設の食費・光熱水費の実費負担

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

グループホーム

GHによって違うが家賃、食費、水光熱費含めておよそ70,000円以内、補足給付として上限10,000円支給される。

自宅

住宅維持費、家賃、食費、水光熱費、雑費＋障害福祉サービス
利用料

お金をどうするかー固定費はいくら必要？

健康保険料...本人だけの世帯となった場合支払わなければならなくなる。

国民健康保険の場合、年金収入だけで年約5～6万円

介護保険料...40歳から義務。支援施設入所者、低所得者は免除。年額2万円

以下

税金.....一定の所得があると所得税、住民税。不動産を所有していると固定資産税がかかる。

通信費※.....携帯電話、インターネットなど

交通費※ **自動車関連費**※...自動車税、維持費、保険料

※障害者割引が適用される

保険料...生命保険、損害保険

その他の支出

被服費、趣味娯楽費、医療費(自己負担額が助成されるA1A2B1)など

お金をどうするかー収入は？

- **障害基礎年金**【令和2年4月1日現在】

1級 977,125円(月額81,427円)

2級 781,700円(月額65,141円)

- **各種手当**...特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当など。障害の程度や種類、所得によって制限される

- **就労による収入**

就労継続支援A型・・・最低賃金は確保される。月7万円程度

〃 B型・・・工賃月1万5千円程度

一般就労・・・知的障害者平均11万7千円(週30時間以上)

年金をもらうための準備

- 受給は20歳から... 20歳になる前に申請 市の年金課、年金事務所へ
- 診断書が必要... かかりつけ医に相談を、かかりつけ医がない場合は精神科を受診しておく
- 成育歴をまとめておく... 出生時、乳幼児期、保育園・幼稚園、小学校、中学校の時の様子をまとめておく、健診の記録や検査の記録、通知表、連絡帳、個別の指導計画などを残しておく。
- はじめて診断を受けた時(初診時)の年月日、病院をはっきりさせておく(診断書を書いてもらった病院と異なる場合、受診状況等証明書が必要)
知的障害の場合は、特に必要がない場合もある。
- 本人名義の銀行口座をつくっておく。可能ならば、銀行でのお金の出し入れ、キャッシュカードの使い方、管理の仕方などを教えておく

お金をどうするかー収支はようになる？

収入は障害年金1級のみ、グループホームで生活

収入 月81,427円

支出 グループホーム家賃、食費、光熱水費など

約70,000円(1万円は補助)=実質60,000円

健康保険料 月額約5千円+介護保険料(40歳以上)

収支 16,427円...これであとの固定費、趣味娯楽費などを支払うことになる。

※障害年金2級+就継B型工賃

65,141円+15,000円=80,141円

※地域で生活する場合は、支出は増えることが多い。



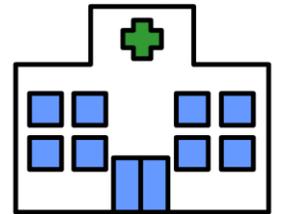
お金をどうするか

- ・もし財産がなく障害年金だけしか収入がなくても生活はできる
- ・障がいのある子どもには、財産を残さない方がよい。特に不動産や金融商品などで残さない。



とは言え

- ・もう少し余裕があれば、好きなことにお金を使える
- ・臨時にお金が必要な時
 - ...入院するとき(個室、差額ベッド)、先進医療など
 - ...その他(いつお金が必要になるかわかりません)



そのために少しはお金を残しておいてあげたいという親心

お金を使える？使えない？

お金は使えない

いくらお金があっても、使えなければ意味がない

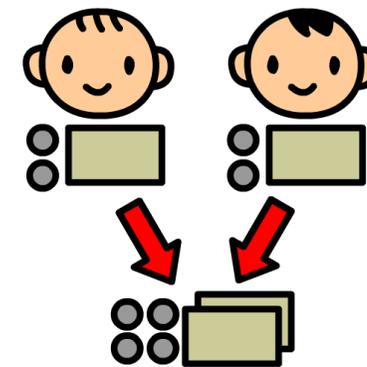
→本人のためにお金を有効に使ってくれる人が必要

お金は使えるが

使い方がわからない...必要のないものを買う、一度に多額の支出、ギャンブルなど不適切な使い方など
悪徳商法、詐欺などの被害

→管理・支援・相談してもらえる人が必要。

「親なきあと」に必要なのは

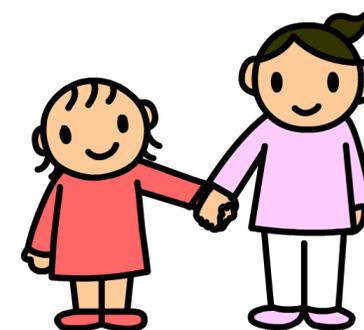


多額の「お金」よりも

- 本人のために有効に「お金」を使ってくれる人
- 本人のためにきちんと「お金」を管理してくれる人

安定した生活の場のために

- それを支援してくれる人、見守ってくれる人
- 気遣ってくれる人、権利を擁護してくれる人 . . .



それは誰なの？

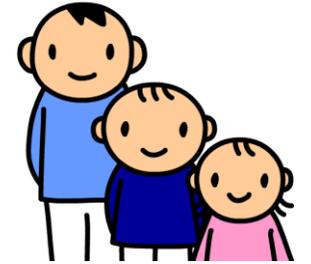
生活を支援してくれる人

兄弟、親戚、近所の人、友人・・・

入所施設の支援員さん、グループホームの世話人さん

障害福祉サービスの支援員さん、ヘルパーさん

地域生活支援事業、計画相談などの相談員さん・・・



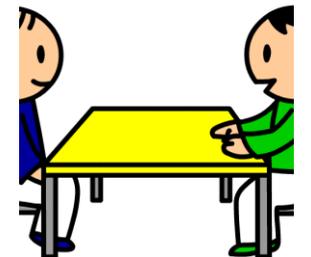
本人のために「お金」を使ってくれる人・管理してくれる人

兄弟、親戚、近所の人、友人・・・

施設の支援員、グループホームの世話人、事業所の施設長、

社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)・・・

成年後見人



成年後見制度とは

不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービス・障害福祉サービス事業所と契約を結んだり、遺産分割協議などの法律行為をする必要があっても、認知症、知的障害、精神障害などの理由で**判断能力が不十分**なため自分でこれらのことをするのは難しい方がいます。またこのような方は、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結び、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような**判断能力が不十分な方を支援し、その権利を擁護する**のが成年後見制度です。

この制度は、2000年(平12年4月)明治民法からの禁治産・準禁治産制度に代わって成立しました。その背景にはこの年からスタートした介護保険法を運用するため、必要があったといわれています。

任意後見と法定後見

任意後見・・・将来、**判断能力が不十分な状態になった時**に備えて、あらかじめ選んだ人に、任意後見人になってもらい自分の生活や財産などに関する事務をやってもらうよう公正証書によって契約を結んでおく。本人の判断力がした場合、家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任して効力が生ずる。

法定後見・・・判断能力が不十分になった人に、家庭裁判所によって選ばれた**成年後見人等**が、本人の利益を考えながら本人を**代理**して介護・障害福祉サービス事業所などと契約したり本人の法律行為に**同意**を与えたり、不利益な契約を**取り消し**たりすることによって、本人を保護・支援する。

法定後見の3類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長 ※保佐人に代理権付与、補助人に同意権・代理権の付与、補助開始の審判をする場合は 本人の同意 が必要となる。		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての一般的な 代理権 、 取消権 (日常生活に関する行為は除く)	民法13条1項 に掲げられている事項についての 同意権 、 取消権 (日常生活の関する行為は除く)	
	申し立てによる権限		<ul style="list-style-type: none"> 民法13条1項に掲げられている事項以外についての同意権、取消権 特定の法律行為についての代理権 	<ul style="list-style-type: none"> 民法13条1項に掲げられている行為の一部についての同意権、取消権 特定の法律行為についての代理権
資格などの制限 (欠格事項)		医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う →令和1年6月「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」によって見直し(個別審査などへ)		

成年後見人等にできること

代理権・・・本人に代わって契約などの行為をする権限

同意権・・・本人のやろうとする法律行為に同意する権限。同意しなければ成立しない。同意なしでした契約は取り消すことができる。

取消権・・・本人が単独で行った法律行為を無効にできる権限

※民法 13条 1項・・・お金の貸し借り、保証人になる、不動産を売買する、訴訟行為、相続に関する事、贈与に関する事、住宅の新築、改築など

※ 日常生活に関する行為については、あてはまりません。

成年後見人の仕事

財産管理

民法859条「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する」

→財産目録の作成、預金通帳等の管理、収支表の作成・・・家裁へ定期的に報告

本人の意思尊重義務と身上配慮義務

民法858条「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養、看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

→後見計画の作成、福祉サービス、施設との契約、本人との面会、支援会議の開催、出席など。ただし、食事の世話や実際の介護などの事実行為は成年後見人等の職務ではない。

また、婚姻、離婚などの身分行為、遺言、臓器移植、尊厳死、医療侵襲性の高い医療行為への同意はできないとされている。

成年後見制度の問題点(法定後見)その1

- ・ 誰が後見人になるかわからない...決めるのは家庭裁判所
候補者はたてることができるが、その人が選ばれるとは限らない。

親族(親、子ども、兄弟等)21.8% 専門職(弁護士27.8%
司法書士37.7%、社会福祉士18.4%など) 法人(社会福祉協
議会、社会福祉法人、NPOなど)6.2%、市民後見1%・・・

※候補者以外の人を選任されても不服申し立てはできない。不正がない限りやめさせられない。



成年後見制度の問題点(法定後見)その2

- 報酬を払わなければいけない

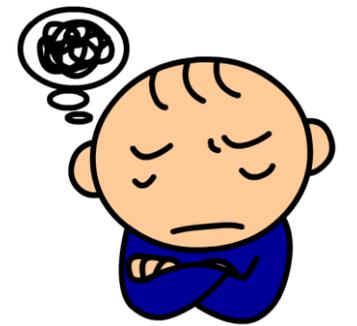
...財産額によって異なる。裁判所が決定。

一般に財産が**1,000万円**までは月2万円、それを超えると金額が増える。 月2万円×**12**=年**24万円**×数十年

- 若い障がい者の場合は、後見人の交代もある。
- 財産管理偏重の制度となっている

...専門職の場合、財産管理しかしないケースもある。

- 代理・代行決定、能力不在推定の考えが現行制度では強い



代理・代行決定と意思決定支援

A この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するが、周囲のことはもちろん、自分のことについても適切な判断ができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが支援して、その人のためにその人のことについて判断しなければならない。

⇒能力不在推定 ⇒代理・代行決定

B どんなに重い認知症や知的障害の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がある。適切な判断が自分ではできないと周囲からみられていた人でも、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

⇒能力存在推定 ⇒意思決定支援
「障害者の権利条約」の立場

成年後見制度の基本理念

ノーマライゼーション

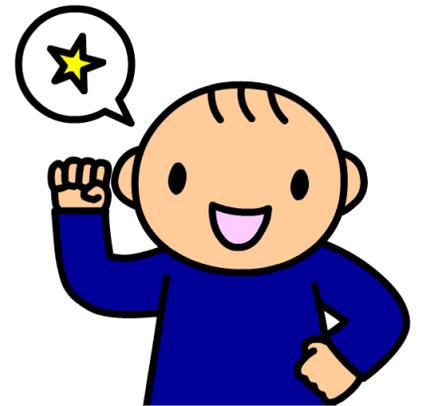
→誰でも等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、それにふさわしい生活が保障されること

身上保護の重視

→財産管理のみならず、身上保護、身上配慮が適切に行われなければならない。

自己決定権の尊重

→本人の意思決定支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重されなければならない。



いつから成年後見制度を使えばよいか？

個人によってその時期は異なります。

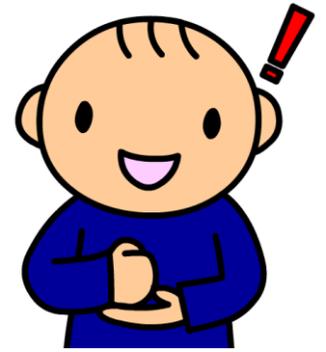
- ・ 親が元気なうちは、大丈夫・・・福祉サービスとの契約などとは
できません。
- ・ 健康面、判断力の面で不安が出てきたら
- ・ 両親のどちらかが倒れたら
- ・ 相続の問題が発生 etc

あわてて後見制度を使う必要はありません。将来、もっと良い制度に改善されている可能性もあります。

しかし制度について知り、その準備をしておくことは大切。

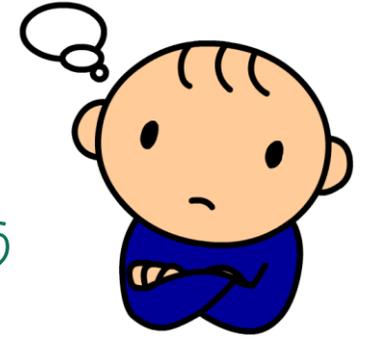
※ 子どもが未成年のうちに任意後見制度を利用する方法も

どうすれば、もっと良い制度になる
でしょう・・・考えてみましょう



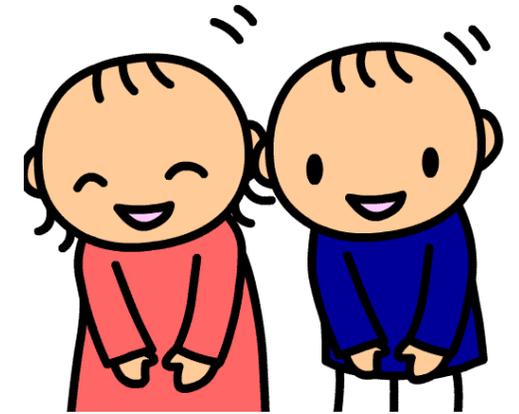
- ・ 法人後見、市民後見の広がり
 - ・・・お願いできる人の幅を増やし、お願いした人が後見人になつてくれるように
- ・ ダメな後見人等はやめさせられるように
- ・ 保佐、補助の活用
 - ・・・後見だけがすべてではない。保佐・補助の方が理念に見合った制度
- ・ 後見人等報酬の助成拡大

いま準備しておくべきことは何？



- ・ 成年後見制度をはじめ、いろいろな制度について調べましょう
- ・ 心配なこと、不安なこと、どんどん相談しましょう。
計画相談事業所、福祉サービス事業所、市の障がい福祉課、
成年後見センター(社会福祉協議会)、マーベル、保護者の
会、地域の民生委員、児童委員、エールの会
親なきあと相談室(渡部 伸さん、鈴木伸行さん)など
- ・ 障がい福祉サービスとのつながりをつくりましょう。
放課後等デイサービス、日中一時支援、ショートステイなど
- ・ わが子をいろいろな人に知ってもらいましょう。
松阪版サポートブックなどの活用を
- ・ こういうのがあればいいな。⇒声を上げていきましょう!!

ご清聴ありがとうございました!!



次回(1月)は

子どもの将来の幸せのために、知っておいてほしいこと

- ・ 任意後見制度
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 福祉型信託、家族信託
- ・ 生命保険信託、特定贈与信託
- ・ 三重県心身障がい者扶養共済制度
- ・ 地域生活拠点事業 など

子どもの将来の幸せのために、いま何をすればよいのでしょうか？

- ・ ・ ・ いっしょに考えましょう!!